

令和4年4月21日

## 令和4年度・監査基準チェックリストの主な改正点

## 1. スランプフローで管理をするコンクリートの材料分離の有無の記録

令和3年度に予告したとおり、B4404(スランプ 又はスランプ フロー検査)にて、スランプ フローで管理するコンクリートは、JIS 認証品、大臣認定品に関わらず、材料分離の有無の目視記録を必須とすることにした。

## 2. チェックポイントの追加

望ましい項目である B5120\*(単位量自動算出機能付き計量印字記録装置)に、運用状況を確認するチェックポイントを新設した。それに伴い、2段階評価から3段階評価に改正した。

## 3. 望ましい項目から調査項目への移行

B5104(粗骨材の2分割貯蔵)は、設備や敷地上の問題で導入が難しい工場が多いこと、本方法以外の骨材分離対策を講じている工場が多いことから、望ましい項目から調査項目に移行した。

## 4. 表記の適正化

① A0103(クロージング会議)では、経営者を「経営者(当該部門)」と規定している。A0101(品質方針)、A0102(マネジメントレビュー)の「経営者」も、「当該部門の経営者」である必要があることから、経営者の定義に「当該部門の」を明記した。

② A0102(マネジメントレビュー)の「あらかじめ定めた間隔」に係わる表記を A0203 や B3102 等に整合する表記に改めた。また、「トップマネジメント」を A0101 等と整合するように「経営者」に、「品質管理システム」を JIS Q 9000 シリーズと整合するよう、「品質マネジメントシステム」にそれぞれ改めた。さらに、「結果」に記載されている報告と指示を誰が行うかが明確になっていないため、それぞれ誰が行うかを明記した。

③ A0302(QMR)の監査基準とチェックポイントの内容が整合するよう、表記を改めた。

④ B4411(単位水量)及び B4412(高強度コンクリートの単位水量)の適合性の判定基準が不明確なため、工場の社内規格によることと規定した。

⑤ B4412(高強度コンクリートの単位水量)のあらかじめ定めた間隔については、高強度コンクリートの JIS A 5308 の JIS マーク認証を取得している工場は、JIS Q 1011 の規定に従うことを規定した。

以上